

東京都男女平等参画審議会総会
(第2回)

平成13年1月26日(金)

第一本庁舎42階特別会議室A

午前10時10分開会

高西女性青少年部長 おはようございます。大変お待たせをいたしました。定刻もだいぶ過ぎましたので、これより東京都男女平等参画審議会第2回総会を開会させていただきます。

まだおいでになっておられない委員の方々もだいぶおられますけれども、間もなくお見えになられると思いますので、よろしく願い申し上げます。

議事に入ります前に、お手元にお配りしてございます本日の資料の確認をさせていただきます。「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方 中間のまとめ(案)」という冊子でございますが、皆様そろっておりますでしょうか。

なお、本総会の定足数は13名でございますが、現在、出席者12名でございますが、間もなくまたお見えになられると思いますので、定足数に達しますことをご報告申し上げます。

それでは坂本会長、議事進行のほうよろしく願い申し上げます。

坂本会長 皆様おはようございます。ちょっと風邪をひきましてすごい声を出しております、お聞き苦しいことをお許しくださいませ。

皆様お忙しい中、きょうはご出席いただきましてまことにありがとうございました。

それから、報告書の取りまとめに当たりましては、両部会長はじめ皆様方に大変なご苦勞をおかけしましたことを、この場をかりて厚くお礼申し上げます。

両部会長ともに10分か15分遅れられるというあらかじめのお断りがございましたので、もう間もなくお見えになることと思いますので、これから議事に入らせていただきたいと思っております。

お手元の会議次第に沿って議事を進めてまいりたいと思っております。

本日の議題は、この審議会として、知事から諮問されました「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方」の中間まとめ案についてご審議、ご確認いただき、決定の上、報告書を提出するということでございます。この後で意見交換の時間を設けております。議事進行にご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、この中間まとめ案ができ上がりますまでの経過を簡単にご報告申し上げたいと思っております。

報告につきましては事務局をお願いしたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

高西女性青少年部長 それではご報告させていただきます。中間まとめ案の43ページを

ごらんいただきたいと存じます。

昨年7月25日の第1回総会で、知事からの諮問を受けました後、今後の進め方について審議し、参画部会、平等部会の2部会を設置いたしました。

これらの部会での審議に先立ちまして、8月に拡大部会を開催し、樋口恵子東京都女性問題協議会前会長をお迎えまして、同協議会の報告や、これまでの経過等についてお話をさせていただきました。

各々の部会及び合同部会で審議を行いました後、起草委員会におきまして中間のまとめ案を作成し、昨年11月の拡大部会で、委員の皆様全員にご審議をいただきました。

このご審議を踏まえまして、起草委員会でまとめていただいたのが、お手元の間接まとめ案でございます。

簡単ですが、経過報告は以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。委員の皆様方には短期間にいろいろとご無理をお願い申し上げたわけですが、惜しみないご協力をいただきまして、改めて心からの感謝とお礼を申し上げます。

特に鹿嶋部会長におかれましては、お忙しい中を本当にありがとうございました。

それではこれから、この総会でご決定いただきます中間のまとめ案の概要につきまして、事務局からご説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

高西女性青少年部長 ご説明させていただきます。

まず案の1ページをお開きください。「中間のまとめにあたっての考え方」でございます。東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画の策定に当たり、基本的な考え方について示しております。

多くの企業が集中する東京では、働く場における男女平等参画の促進が重要であること。働く場での男女平等参画のためには、育児や介護サービス等、仕事と家庭の両立を支援するための施策が必要であること。また、家庭内等における暴力やセクシュアル・ハラスメントなどに女性が脅かされない社会づくりをめざして、個人の尊厳の確立をめざす施策を充実すること。そして、学校教育や社会教育における男女平等の推進、男女平等参画の視点からの社会制度の見直し等、男女平等参画を促進する社会づくりを行うこと等が大変重要であるというふうなことを述べております。

続きまして3ページをお開きください。「行動計画に盛り込むべき事項」でございます。新たな行動計画に盛り込むべき事項について、基本的考え方に基づいて、「参画の促

進」「男女平等参画の視点に立って人権が尊重される社会の形成」及び「男女平等参画を推進する社会づくり」の3つの柱に沿って事項を挙げております。

まず最初は、1「参画の促進」(1)「政策・方針決定過程への参画」でございます。

男女平等参画を促進していくためには、男女があらゆる分野における活動に、意思決定の段階から参画していくことが重要であるとし、数値目標を設けて、都の審議会等への女性委員の任用を促進することを挙げております。

4ページをお開きください。(2)「働く場における男女平等参画の促進」、その1つ目としまして「均等な雇用機会の確保」でございます。

男性も女性も、働く場で能力を十分に発揮する機会を確保していくことは、男女平等参画社会の実現のために重要であり、企業の積極的な取り組みを推進して、採用や配置管理における実質的な機会均等、仕事と家庭の両立支援等を進めていく必要があります。

都に求める取り組みとしましては、条例に定める事業者からの報告を活用して、参画の状況を把握し、公表すること。また、企業が女性従業員の能力を積極的に活用していくための参画促進プログラムを作成し、企業へ周知することなどを挙げております。

2つ目は「パート・派遣労働者の権利」でございます。

パート・派遣労働者につきましては、正社員と均衡のとれた待遇等を確保し、賃金や福利厚生等の労働条件を整備していくことで、家庭責任とも両立する新しい働き方となり得るとし、相談対応の充実などを挙げております。

6ページをお開きください。「起業家、自営業者への支援」でございます。

起業家は東京の活性化、地域社会の活性化に欠かせない存在であるとし、経営相談等の窓口の整備を挙げております。

(3)「家庭に対する支援」、1つ目は「育児に対する支援」でございます。

仕事を持つ親が子育てと仕事を両立させ、子どもを健やかに育てることができる環境を整備するとし、認証保育所制度の導入など、新たな子育て支援サービスの仕組みを活用して、延長保育、一時保育等、多様な保育サービスの提供を促進することを挙げております。

9ページをお開きください。ちょっと飛びますが、「介護に対する支援」でございます。

介護の負担は重く、女性の介護負担を軽減する必要があるとし、介護保険制度の充実、定着を挙げております。

10ページをお開きください。「高齢者への支援」でございます。

ひとり暮らしの高齢女性が多く、高齢男性と比較して経済的基盤も脆弱であるとし、高齢者一人ひとりが必要とするサービスや情報の提供、支援を挙げております。

12ページをお開きください。2「男女平等参画の視点に立って人権が尊重される社会の形成」の柱でございます。

(1)は「男女平等参画を阻害する暴力への取組」でございますが、1つ目は、「家庭内等における暴力」につきましては、家庭内における暴力等は、暴力を受ける者の尊厳を侵害し、結果として男女平等参画を阻害する。社会的認識をさらに高め、防止を図っていく必要があるとし、相談、一時保護、自立支援の各専門機関相互の連携、緊急対応機能の強化、加害者対策も含めた、男性のための相談窓口の設置等を挙げております。

2番目が「性暴力・ストーカー」でございます。

性犯罪は、特に女性の人権に深くかかわる、社会的・構造的な問題であるとし、情報提供、相談体制の充実等、被害者に対する支援を挙げております。

14ページをお開きください。3番目は「セクシュアル・ハラスメント」でございます。

セクシュアル・ハラスメントは、相手をひとりの個人として尊重する意識が希薄なところから生じているとし、相談体制の充実などを求めています。

(2)でございます。「性と生殖をめぐる健康支援」。

性と生殖をめぐる健康上の問題に対して支援を行うこと。また、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由を尊重する風土をつくっていくことが重要であるとし、性教育の実施や、母子保健医療体制の充実を挙げております。

飛びますが、17ページをお開きください。大きな柱の3番目、「男女平等参画を推進する社会づくり」でございます。

(1)「教育・学習」、1番目の「学校教育」でございますが、男女平等の意識を持った児童・生徒を育成し、男女平等参画社会の基礎を築くとし、男女平等教育に関するプログラムの提供、都内の小学校、中学校、高等学校での混合名簿の導入推進を挙げております。

18ページをお開きください。2番目の「社会教育」でございます。

生涯を通じて人権の尊重や、男女平等参画に関する学習の機会が提供されることが重要であるとし、東京ウィメンズプラザその他の都の施設等での学習の機会の提供を挙げております。

(2)「普及広報」では、女性に対する暴力の防止や、働く場における参画の促進等の重要課題について積極的な普及広報を行うとし、双方向の媒体であるインターネットの積極

的な活用を挙げております。

20ページをお開きください。(3)「男女平等参画とメディア」では、メディアが提供する情報の中には、固定的性別役割分担を助長する表現等が見られ、男女平等参画を阻害しているとし、メディア・リテラシーの育成を挙げております。

(4)「社会制度の見直し」でございますが、わが国の社会制度や慣行は世帯単位を前提としているものが多く、結果として、個人のライフスタイルの自由な選択に影響を与えているとしております。

例としては、年金制度における第3号被保険者等があるとし、すべての部局の事業実施に当たり、男女平等参画社会の形成に対して及ぼす影響に配慮するとしております。

22ページをお開きください。5番目「都民等からの申出」でございます。

条例第7条に定める都民等の申し出について対応する相談機能を充実し、相談機関相互の連携を強化するとしております。

続きまして(6)「推進体制」でございます。

男女平等参画にかかわる施策は幅広い行政分野に及び、関連する施策を担う部局が連携し、施策を推進していく体制が必要であるとし、男女平等参画の拠点として、普及啓発、活動支援、情報提供、相談等を行う東京ウィメンズプラザの運営等を挙げております。

以上簡単でございますが、「中間のまとめ」案の主な内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

坂本会長 どうもありがとうございました。ただいま概要の説明をいただきましたが、部会長から補足説明を伺いたいと思うんですが、金城部会長、先に始めさせていただいて済みませんでした。

それで、いままで大変なご努力をいただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

両部会長から、よろしければ補足説明をいただけますでしょうか。

鹿嶋部会長からどうぞ。

鹿嶋部会長 大体盛り込まれていると思うんですけども、東京都のつくる計画ですから、どうしても事業者への取り組みを積極的に促すということにポイントを置いたものが、この中間まとめの特色になっていると思います。

特にポジティブ・アクションですね。ポジティブ・アクションは、男性にとっては不平等なような印象も当然あるわけですけども、そういう格差があることは歴然としておりますので、暫定的な是正措置として、これも盛り込んでいったということが特色だと思

ます。

それから暴力の問題についても、私は大変大きな課題だと思うんですが、国、いま議員立法でつくる暴力禁止法が、女性への暴力というよりは、むしろ配偶者への暴力とどうもなりそうな気配ですので、その点についても、12ページを見ると、私ども東京都の中間のまとめは一応男女に網をかけているような文章になっておりますので、そういう意味でも、国との整合性がとれるかなというふうに思いまして、改めて、いまこれを読んでおりました。

以上、そのぐらいでございます。

坂本会長 ありがとうございます。金城部会長、お願いします。

金城部会長 いろいろご説明いただきまして、改めて私の言うことはあまりないんでございますけれども、私は個人的には、せっかくつくるんですから、しかも東京都というところですので、ただ作文に終わらないように、やはり具体的な目標をつくるほう、入れるほうがいいだろうということで、いろいろなところで主張してまいりました。

でも、なかなかいまはまだむずかしいということでございますけれども、中間報告でございますので、最終的にはやはり作文に終わらないような形で、やはり具体的な数字なり目標なり入れるようなことをすれば、非常に先進的なものになるのではないかなと思っております。

以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。後ほど皆様方のご感想とか、それから最終答申に向けてのご意見はお伺いする時間を予定しておりますけれども、もしここで、ぜひご質問とかご意見がございましたら承りたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

高西女性青少年部長 本日ご欠席されております大沢委員から事務局にご意見をいただいておりますので、ここでご報告をさせていただきます。

「中間のまとめ案については、3 - (6)の推進体制のところ、国の基本計画や、最近の他の自治体の計画に比べると薄すぎると思います。都民からのご意見をいただいた上で、答申では、推進体制について書き込むよう努めることを要望します。この点にご留意いただくこととして、この案に賛成します」というご意見をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

坂本会長 ありがとうございます。

西田委員 前回よんどころない事情で欠席をいたしまして申しわけございませんでした。

それで、今回の中間のまとめを読ませていただきまして、前回の拡大専門部会とか、部会の議事録も読ませていただいたんですが、本当に、先ほど会長さんもおっしゃいましたけれども、すごい短い時間の中でご検討なされて、先生方にはまだいろいろ言い足りないところがありになるのではないかという印象をまず受けまして、専門部会や起草委員会の先生方には本当に心から感謝申し上げたいと思います。

それで1つ質問なんですけど、この中間のまとめ案、これから都民の皆さんの意見を聴きますということ、お寄せくださいとなっているんですが、それは後の話になるのかもしれませんが、具体的にどのようなスケジュールでなされるのかというのが1つと、それから、これはいまお聞きしていいのか、後で言えばいいのかわからないんですが、たとえば労働の問題、職場における男女平等の問題を一番大きな大事な点として取り上げられたというのは、私も、この基本的考え方そのものは本当にそのとおりだと思うんですが、これまでの行動計画、10年から19年までの行動計画がいま実施中の中での議論ということがございまして、前回の行動計画から後退があってはいけないんじゃないかと思うんですね。

それよりも、条例ができてさらに前進した中身になってほしいと思っております、労働の分野で見ますと、具体的なことが書き込まれておりませんので、まだわからないんですけども、ちょっと前回のより弱くなっているかなという感じがあったり、あるいは都の労働審議会の答申などに比べても、あるいはパートや派遣労働者の分野、ちょっと後退と言ったら申しわけないんですが、そういうものがもうちょっと薄くなっているかなという感じがありまして、そういうものとの関連というのはどのようにお考えになられたのか。

議事録を読む限りでは、本当に時間のなかで、あまりそのへんはどうだったのかなという気がしているんですが、いかがでしょうか。そのへんちょっとお聞かせいただきたいと思います。

坂本会長 第1番目の問題は後でご説明することにはなっておりますけれども、よろしかったらご回答いただきたいと思います。2つ合わせて。

高西女性青少年部長 じゃ、これから都民意見をどのようにということでございますね。恐れ入りますが、お手元の案の44ページあるいは45ページをちょっとごらんいただけますでしょうか。

基本的には、本日これを発表した後、知事への提言とか、いろんな東京都の公聴、都民の声を聴くツールでももちろんご意見をちょうだいします。

それから「広報東京都」という、毎月発行する東京都の広報誌がございますが、そこに

も本当に簡単ですが、こういう中間のまとめを出しました、ご意見をお寄せくださいということで、2月1日号に載る予定になっております。

そのほかに、ここに書いてございますように、公開講座を、ここにも出てきておりました東京ウィメンズプラザで1回、立川のアイムホールというところがございますが、そこで1回ということで、2月13日が立川、2月20日がウィメンズプラザホールということで、それぞれ講師の方は、起草委員の方々にご出席をお願いしまして、ここで都民との意見交換をするという予定になっております。

それから45ページのところは、ご意見があれば、これをコピーしてお送りくださいというふうなことを考えております。多種多様なツールを通じてご意見をいただきたいというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

坂本会長 それから2つ目の労働のほうも、もしよろしかったら。後のほうがよろしければあれですけども。

高西女性青少年部長 いえ、簡単でよければ。

坂本会長 じゃ、とりあえず簡単に。

高西女性青少年部長 基本的に考え方といたしましては、書き方がまだ十分ではないのかもしれませんが、やはり条例に基づきまして、企業における参画促進ということは、委員の皆様の本当に一致した考え方でございます。そこのところには本当に重点を置こうということだったように思います。

具体的な施策といいますが、東京都の取り組みとか、あるいは事業者、都民に求める取り組みにつきまして、まだまだ書き方が、中間でもあり、あるいは審議会の報告だということもありまして、具体性に欠けている部分はあるかもしれませんが、基本的に、従前の行動計画よりは必ずしも後退しているということはないと思いますし、むしろ前進している部分もあると思います。

たとえば条例に書いてあることではございますが、事業者から報告をもらって、それを分析する、あるいは具体的に参画促進プログラムをつくって周知するというふうなことはかなり具体性もありますし、事業者への積極的働きかけの1つではないかと思っております。ところでございますが、今後さらに、またさまざまなご意見をいただきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。ほかにございますか。

山崎委員 よろしいでしょうか。

坂本会長 もし一般的な、次の最終答申に向けてのようなことでございましたら、後ほど伺わせていただきますけど。

山崎委員 いまのに関連したことでございます。

坂本会長 どうぞ。

山崎委員 市長会から出ている山崎でございます。ふだん出席が非常に悪いので、たまに出てきて発言するのは非常に勇気が要るんですが。

坂本会長 どうぞ、ご遠慮なく。

山崎委員 2点ございます。

1点目は文言表現に関することでございますが、もう1点は、内容的にどこかに含まれていたらっしゃればよろしいんですが。

1点目から申します。

1点目は、場所としては3ページの1の「参画の促進」(1)「施策・方針決定」、その下にある「考え方」の部分にかかわるのかなと思いますが、「考え方」の説明文の中で、四角で囲ってある「現状」のすぐ手前に「男女がともに個性と能力を発揮する機会が確保されなければならない」と。

そのこと自体は私も全く賛成なんでございますが、機会の確保ということだけでいいのかなという感じがしております。

というのは、機会の確保とともに、もう1つは、条件の平等の保障というのか確保というのか、それを私はやはり、ここでなければ、ほかでもいいんですが、私が事前に拝見した限りでは、ここが一番かかわるのかなと思いましたが。

ごめんなさい。私、現職につく以前が憲法の教師だったものですから、どうしてもそういう考え方で見ちゃうんですが、機会の確保だけでは私はちょっと足りないと思います。条件の平等の確保あるいは保障がつけ加えられる必要があるんじゃないかと思います。それが1点でございます。

もう1点は、特にどこがということではございませんが、事前にお送りいただいたのを拝見した限りでいえば、比較的13ページの「東京都に求める取組の方向」あたりに近いかなと思うんですが、どこかで、具体例で申しますと、私自身の経験でも、私が見聞をした、いろんな人から聞いた経験の中でも出てくるんですが、ご承知のとおり、警察に民事不介

入の原則というのがございます。

これは民民の関係で何かあったときに、いわば公権力が積極的に介入することを抑制する原則であることは言うまでもございませんが、それがしばしば逆に使われまして、たとえば夫婦げんかならば民民の関係でいいんですが、家庭内暴力等のような場合でも、警察に相談に駆け込んで、民事不介入の原則を逆に盾にとりまして、及び腰で、かかわりたくないということを、民事不介入の原則という言い方で、当然にかかわらなければいけない、かかわらなければ、被害を受けているほうが救われないような場合でも、あえてそういう民事不介入の原則ということの意味をゆがめて、いわば不介入を合理化するケースが少なくございません。

そうしたような原則の誤用といいましょうか、曲解といいましょうか、そういうことを許さないような趣旨がどこかで含まれていればいいんですが、これは希望として、どこかでご留意いただきたい。

その2点でございます。

坂本会長 ありがとうございます。大変基本的なご意見だと思います。

たぶん条件の平等の確保ということが、すなわちこの内容だと思うんですね。機会均等にするために、それじゃどうしたらいいかと。保育の問題、それから家庭内の男女平等の問題、そういう条件が整わない限り、機会の平等はあり得ないという意味で、皆様ご苦労して、いろいろ条件を平等にすることをお書きになっていると思いますが、このへん、もし部会長、事務局から補足説明があれば、していただきたいと思います。

それから私から一言申し上げさせていただければ、警察の民事不介入の原則も、これもたしか、私が出ておりましたどこかの部会で議論が出ていたと思うんですが、ここは、その認定が、どういう場合が正しくて、どういう場合が正しくないというのは、政治的、思想的な問題にまで絡まりますから、やっぱりここでの基本線は、直接警察というところへいく前に、1つのスクリーンをして、相談窓口とか飛び込み窓口とか、そういうところを設けた上で、そこがスクリーンをして警察に持っていくというような趣旨で、たぶんこれは部会でもまとめられているんだと思うんですが、すぐ警察へ飛び込んで、これは大変だということになりますと、今度は逆のいろんな問題が起きてきますね。必ず警察は。

そういうことだと思いますが、どうぞ。

山崎委員 私も同感なんですけれども、今度定められる制度、手続きその他が十分に周知されたら、いまの会長のご意見で十分だと思うんですが、現実にはなかなか、行政ある

いは当局の制度が浸透しないうちには、どうなっているのかわからないから、いきなり警察に飛び込むという人が少なくないわけです。

そうした場合に、不介入の原則というのは、当事者が求めないのに公権力が介入することを禁じている原則でありまして、当事者がそこしかよるすべがないと、当事者が求めた場合には、不介入の原則を持ち出すことはむしろ間違いであるということをはっきりすべきではないかという意味を含めて先ほど申しました。

坂本会長 わかりました。学者のご意見でございますので、鹿嶋部会長、金城部会長に対応していただかないと、ちょっと私には荷が重いので、よろしければどうぞ。

金城部会長 先ほどの民事不介入でございますけれども、犯罪被害者の問題が最近非常に日本でも大きな問題に取り上げられてまいりまして、家庭内暴力につきましても、これから法律をつくらうということもありますし、ストーカーについてはすでにできているわけですね。

警察のほうも、こういうことについては今後は積極的に対応するというような見解も出ております。ですから、それにのっとった形でこれは書いておりますので、そこについては触れておりません。

でも、それは当然のことということでございます。

坂本会長 このへんまだご意見おありでしょうけど。

鹿嶋部会長、どうぞ。失礼しました。

鹿嶋部会長 いまの意見、私もそのとおりだと思います。一昨年、警察庁が、積極的にかかわるような通達を出しております。

それからもう1つ、大変問題だと私が思っているのは、ストーカー行為規制法については行政処分なんですね。すなわち問題を、要するに警察が全部処理するということになって、私はそれは1つは拙速でつくった弊害が出ているんだと思うんですが、いずれにしても警察に頼らざるを得ません。

警察が動いてくれるのはいいんですが、いま山崎委員おっしゃったように、要するに介入すべきではないところまで介入する可能性もあるという意味では、行政処分という処理の仕方は非常に問題かなというふうに私は個人的に思っています。

ただ、今度できるDV法については司法処分になりそうでありますので、そのあたりは、家庭内暴力とストーカーと、要するに訴え方が微妙に違うというようなことがあるかと思えます。

それから第1点の条件の平等ですが、おっしゃるとおり、私もここをよく読んでみますと、「機会が確保されなければならない」とあるんですが、条件の平等という言葉がすんなり入らないにしても、「機会が確保され、均等に処遇されなければならない」といったような表現が、いまの山崎委員の発言などを聞いていますと、やっぱりそういう補足が必要かなと思って聞いておりました。

坂本会長 わかりました。ありがとうございました。

まだ必ずしもご納得いただけない点もあるかもしれませんが、このへんにつきましては、最終答申までに、後ほどご意見を伺いますので、少しキチッと詰めて、一番いい形を求めていくようにしたいと思います。

いまの字句の修正につきましてはどうですか。これも最終答申のほうがよろしいですか。それとも条件つきのご答申というのがありますか。

高西女性青少年部長 最終答申のほうでお願いできればと思っております。

坂本会長 それじゃ、趣旨は、山崎委員おっしゃいましたように、それから鹿嶋部会長も賛同されましたように、当然そういうことを含んで、処遇の問題まで含んで、それから条件の問題まで含んでいるということをご説明をいただきたいと思います。いろいろご説明をされる際には、

ほかに特にございますか。

それでは、別にございませぬようでしたら、「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方 中間のまとめ(案)」を正式に報告書としてご決定いただき、生活文化局長に提出したいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂本会長 それでは、この報告書を生活文化局長に提出させていただきます。

局長、よろしく願いいたします。

〔報告書手交〕

坂本会長 それでは生活文化局長からごあいさつをいただけるとのことでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

高橋生活文化局長 生活文化局長の高橋でございます。ただいま坂本会長より、「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方」の中間のまとめをいただきました。

審議会委員の皆様にはお忙しい中、先ほど来いろんな先生からもご発言ありましたけれども、きわめて限られた時間の中でご審議をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

すでに、言うまでもございませんが、東京都では昨年の3月に男女平等参画基本条例を制定をいたしまして、この中で、特に基本的な考え方として、21世紀の東京を豊かで活力に満ちた都市として発展させていくためには、一人ひとりの個人が、その持てる能力や個性を十分発揮できる社会、男性にも女性にも均等な機会が確保される社会をめざして施策を推進しているところでございます。

今後は特に、先ほど来のご意見もございましたけれども、企業等における参画促進、あるいは家庭内等における暴力対策など、従来、意識の普及啓発というふうな議論から、いまも機会均等の条件のご議論がございましたけれども、個別的な課題への取り組みを強化していく必要があると考えております。

ご検討いただいております行動計画は、今後のそうした男女平等参画の推進において非常に重要なものとなってまいると考えております。

委員の皆様におかれましては、さまざまな分野で培われました幅広い知識と経験に基づき活発なご審議をいただきました。

この中間のまとめは、審議の内容そのものを、先ほども西田先生からご質問がございましたけれども、広く都民、事業者、区市町村等からさらに意見を寄せていただくための、現在のまでの皆様方のご議論をまとめたものと伺っております。

今後東京都といたしましては、私ども事務局といたしましては、積極的に都民の皆さんの意見を聴取いたしまして、審議に反映していただきたいと考えております。

最終答申が、後でスケジュールの説明があると思いますが、まとめていただくまでもう少しのお力添えをお願いいたしまして、私のあいさつとさせていただきますと思います。

どうもありがとうございました。

坂本会長 どうもありがとうございました。

それでは、先ほど山崎委員からも大変基本のご意見ございましたし、西田委員からも貴重なご意見がございましたが、ここで十分まだ消化しきれない問題、それから残された問題がそれぞれ皆様方の中におありかと思っておりますので、若干の時間もございまして、最終答申に向けて、ぜひご発言をいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

三田委員、お帰りでいらっしゃいますか。

三田委員 ちょっと部屋へ戻りますものですから。

坂本会長 そうでございまして。よろしかったら一言、ご意見ありましたら、お先に。部会に参加していらっしゃらないので、ぜひここで。

三田委員 議会側としましても超党派で、法律ができた後、これをどう取り組むかというところで、私どもそれぞれ真剣に対応してまいりました。

いまも西田委員と話していたんですが、われわれは特に反省しなきゃならない点は、この中にも明記されておりますように、各国の国会議員あるいは地方議員に至るまで、女性の進出、その割合というのは非常に高いわけですが、われわれこういうことに対応しておりながら、まず第1に反省しなきゃならない点は、各政党間でそのへんを十分に今後留意した中で対応すべきですねというふうなことで、いま話をしておりました。

そのへんが大きな反省点であり、同時に、今後においてこそ男女平等参画社会をめざす以上は、われわれも真剣に対応しなきゃならないということが、現段階での大きな1つの、われわれのめざすものとして反省すべき材料でもあるというふうなことでございます。

よりよい方向に向けて、中間のまとめが出されたわけでもございまして、このことに対しましては、部会長の先生方、さらには委員の先生方に心から敬意を表するところでございます。

議会側としても真剣に、これら問題等を含めた中で、より多くの都民にも正しくご理解いただき、そして、参画社会実現に向けて鋭意努力することを申し上げて、私の意見とさせていただきます。

大変皆さんご苦労さまでございました。たまたま部屋のほうへ戻れということでございますので、失礼いたします。よろしくどうぞお願いいたします。

坂本会長 お引きとめしまして申しわけありませんでした。ありがとうございました。

それでは西田委員、どうぞ。

西田委員 いま中間のまとめを局長さんにお渡ししたわけですがけれども、字句の修正等も含めて、最終答申の中でというお話でしたので、きょうこの場で字句の修正といっても、それはできないということで、了承いたしました。

それと同時に、先ほどお答えいただきましたように、都民の方々から多くの意見をお聴きになって、また起草委員の先生方には大変ご苦労をおかけするわけですがけれども、それをもとに、また最終答申に向けてご検討いただくということですので、幾つか私がいま、部分的ですがけれども、申し上げておきたいことだけお話しさせていただきたいと思います。

初めに、先ほど質問いたしました、職場での女性の問題のところなんですけれども、確かにポジティブ・アクションとか、公表とか、そういう前進は、条例に基づいてなされたということでは、もちろんそれは別に評価していないわけではございません。

もう1つ、やっぱり女性が働いているというところで、一番権利が守られていないというか。

それともう1つ、職場の中でも男女の賃金差別というのが、いま本当に大きな問題としてあるわけですし、それから女子学生の就職難という問題があるわけですね。

形だけといたら語弊がありますでしょうか。均等法がなってきましたけれども、実際にはそれがまだ改善されていないというのがあるわけで、それは東京都としてどうするかという点でも、特に大きな企業へ働きかけをするとか、考えれば、やれることが、努力することがあるんじゃないかと思っております。そういう点でも、もうちょっとその立場もはっきり書いていただいたほうがいいんじゃないかなというのが1つあります。

それともう1つは、やっぱりパートと派遣労働者の非正規の雇用の方々の問題なんですが、これは東京都の行政自身が、労働行政が全部国に行っちゃうという、もともとといえば、そこに原因があると思うんですけども、これまで私たち都議会の中でも、パートの方々の条件の整備とか、相談の問題とか、いろいろ積み上げて前進をさせてきた、行政としての取り組みを前進させてきたというのがあると思うんですね。

そういう問題が、みんな労働行政が国に行っちゃうという、その仕組みがそうになってしまったという問題もたぶんあるんじゃないかと思うんですけども、その積み上げがどう継承されていくのかというのがちょっとよくわからないなというのがありまして、国が労働行政を持っていったとしても、パートの問題というのは、まさに都民自身の身近なところでの問題でもあるわけですので、相談体制や情報の提供というのは一応書いてありますが、もうちょっと踏み込んだ内容で、東京都が独自で取り組む内容として検討いただく必要があるのではないかと。

私たち、これは男女ですから、女性労働課みたいなのをつくったらどうかとかというのを、これまでもいろいろ申し上げてきたんですけども、そういう点での積極的な、もうちょっと踏み込んだ取り組みを提言していただけるといいなと。

そういう点での後退があるからこそ、ここでちゃんと書き込まないと、なかなか議会の中で論議しても、それは労働行政ではありません、労働は全くはなくならないんでしょうけれども、都の仕事ではありませんみたいな話になりかねないというので、ここの場でも、その部分を含めて継承発展できるような内容で検討をしていただけないかなというふうに思います。

かなりパートバンクの問題とか、職場に行っても実際に相談に乗るとか、そういう仕組み

も、前の行動計画によると、書いてあると思うんですが、そういう本当に積極的な都の働きかけというのが必要だなというふうに思っています。

もう1つは、これは鹿嶋部会長さんも、総会の中でたしかおっしゃっておられたと思うんですが、自営業者の従事者の話はここに一言、大変だということを書かれましたよね。その他の議論の中で。

これだけで、業者の夫人の方々は大変喜んでおられるんです。本当に生活が大変だということを書いてくださったということで、本当によかったと思っているんですね。

だけど、それで何をやるのというのがない、その他の議論になっているということで、そこはもっと突っ込んで議論して書いていただきたいというふうに意見をいただいているんですね。

あのときも鹿嶋先生が、議論してくださいとおっしゃっておられたんですけども、議事録を読むと、それについては全く触れられていないという結果になっていると思います。

いま本当に業者の方々というのは、専従者控除を受けても89万円ですか、そこまでしか受けられないわけですから、白色だと、朝から晩まで、子どもをうちに置いて10時まで働いてもそれしか給料が取れないという実態もありますし、かといって、お金のために働くだけじゃなくて、やっぱり人の喜ぶ顔を見るのがうれしいとか、納得できる仕事ができ、それがうれしいんだ、だからやっぱり働いているしという、アンケートの結果とか、4割ぐらいが、実際には制度としては報酬が取れるんだけれども、青色申告とか法人だって取れるんだけれども、報酬を30年間もらったことがないとか、そういう実態というのがリアルにあるわけですね。

そして、一定のそういう層が都内に存在していて、そこをどうするのかという議論が、ここにもっとしっかりと出てこないか、やっぱり男女平等参画といっても、ちょっと抜け落ちた部分があるかなという感じがあります。

それで、国の共同参画の行動計画を見ましてもちゃんと書いてあるんですね。実態を把握するというんですか、そういうことをちゃんとやりなさいとか、そういうことを書いてありますので、東京都の条例に基づく行動計画ですから、ぜひそこはもっと突っ込んだ議論をしていただいて、きちんと記述していただくと本当にいいんじゃないかなというふうに思っております。

それと第三者機関の問題なんですが、鹿嶋部会長さんの、この前の拡大専門部会でのお話を読みますと、ここに書いてあることは、部会としては、第三者機関を設置するという

ふうに望んでいるということの意味しているというふうにおっしゃっておられますよね。

だけど、本文の中にはそうになっていなくて、苦情の処理の場合には、この審議会が申し出を受けて検討するみたいな話であったり、それから、ちょっとごめんなさい、私、目が悪くて本文に沿えないものですから大変申しわけないんですが、そういう形になっていて、その他の議論の中に第三者機関という言葉が入ってきているんですが、そのこのところを、先ほどの大沢委員さんのお話もありましたけれども、埼玉の例も、前に私もお話ししたことがあるんですが、そういう点ではもうちょっとしっかりと提起ができるといいなと思っております。

とりあえず。

坂本会長 ありがとうございます。いろいろ具体的なご意見をいただきましたのに、このままにするのはもったいないんですが、少しでも多くの委員の方からご意見をいただきたいと思いますので、宿題として承らせていただきます。

たまたま部会に属しておられない委員、きょう4人ご出席のうち、お三方のご意見をもうすでにいただいたんですが、東野委員、いかがでございましょうか。

東野委員 専門的なところでさまざま部会でご論議をいただいているということで、それに対して非常に敬意を表したいと思っておりますけれども、われわれ議員の立場として、当然ながら細かいことも勉強していかなくてはいけないんですが、われわれはまちに出て、たとえばいまの時期ですと、町会の方々と接する機会があったりする。

そんな中に女性が多く参画されているわけですが、かなり男女平等参画ということに関しては、1つは社会的には盛り上がってきている。必ず話として出てまいります。

そういう意味では時宜を得たというか、こういう行政側からキチツとした指針といいますが、行動計画を出すということは時期的にも非常によろしいんじゃないか。

それともう1つは、最終的にはやはり、こういう男女平等参画というものが定着していくには、男女平等参画に対する、いわゆる社会全体の、それに向けたムーブメントというか、それがないと、最終的には私は成就していかないと思っておりますので。

何でもそうです。教育に関連したことで、知事が「心の東京革命」ということを提案されて形ができた。また、今回もまた男女平等参画ということで、1つの枠組みというか、行政の指針が出ようとしているわけですが、それが現実的に、現場におりていって、行政の末端まで届いて、その先は何なんだ。

それは本当に細かい単位での、まちで言えば町会であったり、1企業であったりという

ふうになっていくんですけれども、そこまでキチッと行き届くような形で、われわれも当然そういう役目を担っているわけですから、しっかり推進していかなくてはいけないというふうに思いますけれども、行政のほうも、ぜひそのへんをしっかり注視していただきながら進めていただければと。

これは非常に漠然としたあれで申しわけないんですけれども。

たとえば「心の東京革命」、教育については届いてませんね。現場には全然。校長先生どまりぐらいで終わってしまっている。

ですから、これは現場を這いずり回っているとそういうのがよくわかるわけですが、そういうことひとつにしましても、議論することはもちろん大事で、キチッとつくり上げることも当然ながら大事なことですけれども、その先の部分というのを私たちはしっかりと見据えていかなくてはいけないというふうに、これは自分自身に言い聞かせつつ、ぜひまた、そのへんは力を合わせながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

細かいことでなくて済みませんが。

坂本会長 とんでもございません。ありがとうございました。

ほかにいかがでございますか。どうぞ、この際に。

最終答申に向けて、これから都民とか事業者のご意見を伺いながら、また、よりよくしていくわけでございますが、皆様のご意見。

西堀委員 「社会制度の見直し」が入ったのは、私としてはすごくうれしくて、いいなと思っているんですが、ただ、ここで社会制度の見直しで、たとえばいま、1回職を退いて家庭に入っているような女性、その人たちが再就職したいと思ったときに、こちらを見ても、起業家に対する支援というのはあるんですけど、再就職に対してのがちょっとなかったなと感じたんですが、やっぱり女性が再就職する場合には、いろいろ性別のハンディもあるし、それから年齢のハンディもあると思うんですね。そういったところをもうちょっと何か取り組みとして入れてあげられるといいんじゃないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

坂本会長 ありがとうございました。それもまた今後の検討課題にさせていただきたいと思えます。

ほかにいかがでございますでしょうか。どうぞ。

中村委員 こちらの報告書の8ページと9ページにまたがったのところなんですけど、若

干やはり会議の回数が少ないことがあって、意を尽くしてすべて語られたという部分ばかりではないと思うんですけれども、その中で、特に私どもが注目している「育児に対する支援」の中で、今後、東京都は各区といたしますか、自治体でも区のレベルに保育の責任といたしますか、最終的な権限と責任が移行されていくのではないかというふうなことを感じておりますけれども、実は保育所利用者のための広域支援のあり方というのが1つ必要なんじゃないかなというふうにいま考えています。

その理由は、たとえば9ページに出ているように、これから事業者が、女性がどんどん働きやすくなるための、たとえば短時間勤務制度とかフレックス制度、こういったことを推進するよというところがここに書かれてありますけれども、となりますと、働いている女性が、職場の、もし近くに事業所内保育所とか、あるいは、特に近隣にいい保育所があったときに、そこを選択しようと思ったときに、通勤で子どもを連れていくことができない。だから、自分の自宅の近くの保育所に預けているわけですけれども、今後こういうふうな短時間制度あるいはフレックス制度が導入されますと、場合によりますと、電車の中にお子様を連れて、自分の職場に近いところにお子様を連れていくことになる。そういうことが可能になるわけですね。

そうすると、たとえば千代田区なんかの場合、いま丸の内の再開発ということでかなり大がかりに、あのビジネス街が再開発されようとしていますけれども、あの中に保育所ができて、丸の内で働く女性たちが、たとえばお子様を丸の内に連れてこようと思ったときに、実は千代田区は待機児童がいないんですね。いわゆる日中の人口と、夜間の人口が倍以上違うという区ですから。

そうしますと、そこで行われた保育所に対して、東京都のほかのところからお子様を預けてきたときに、そこに対する補助金のあり方が、自分の区にある保育所を利用した区民に対しては補助をするけど、その域を超えたところに行った人に対して、たとえば認可保育所では若干、そういう境界線のあたりではやっているようなんですが、もっとこういったことが浸透しないと、利用者が保育所を選択できるということが実際には行われにくいんじゃないだろうかというふうに感じます。

ですから、今後、東京都認証型のような新しいシステムができるのであれば、幅広く、東京都民がどこの保育所を使っても、そういうふうな一定の補助が公平に行き渡るような広域保育所支援のあり方みたいなものをもう1つ検討をすべきじゃないかということで、東京都に求める取り組みの方向に、保育所利用者への広域支援のあり方の検討みたいなも

のもぜひ1つ加えていただけたらということを感じます。

以上です。

坂本会長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでいらっしゃいますか。

よろしゅうございますか。両部会長もよろしゅうございますか。

西田委員 なければ、もう1回いいですか。

坂本会長 それじゃ、どうぞ簡単にお願いいたします。

西田委員 1つは「社会制度の見直し」のところなんですけれども、たぶん東京都があらゆる分野で男女平等ということに心がけてやりなさいという、その例として、世帯単位から個人単位にというんで、この2つの例が、年金と所得税が挙げられているんだと思うんですが、それぞれやっぱり東京都独自でできるものではないと思うんですよね。

というのであれば、選択的夫婦別姓の問題も、これも法律ということがあるわけなんですけれども、しかし、現実には本当に強い要求になっていて、うちの身近でも起こっているわけなんですけれども、そういうものも例に加えて、考え方として、そういうことも含めてちゃんとやってほしいというふうに記述をしていただけたらいいかなと思います。

現実に国民健康保険証とか戸籍とかいろいろあるわけで、そういうことで入れていただけたらなと思っております。

それから全体として、これは最終答申の中でご検討いただければいいことなんですけど、たとえば最初の参画のところだったと思うんですけれども、さっき三田委員が、女性の、政治の分野への参画のところでお話がありましたけれども、これは3ページの下から2行目なんですけれども、「NPO活動を通じ、政策・方針決定過程への男女平等参画を促進する」、この文章を理解するのに、いろいろ部長さんにお聞きしたんですが、つまりどういう具体的な活動をイメージして書いてあるのかというのがよくわからなかったんですね。それは1つの例なんですけれども。

できるだけ一般の都民が読んで、今度はちゃんと答申ですから、そうなると思うんですけれども、わかるように、ぜひ記述をしていただきたいというのが希望でございます。よろしくをお願いします。

坂本会長 ありがとうございました。それでは大体意見も出尽くしたようでございますので、今後の審議会の運営につきまして、事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

高西女性青少年部長 ご審議ありがとうございました。今後の予定でございますが、先

ほど説明させていただきましたとおり、この後、大体2月いっぱいぐらいで、都民あるいは事業者の方々からご意見をいただく予定にしております。その後4月になりましてから、また第3回目の総会を開催させていただきます。

この総会におきましては、中間のまとめについて寄せられた、都民、事業者からの意見を踏まえてご審議いただくこととなります。全体として答申の時期は6月ごろを目途として取りまとめていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

坂本会長 どうもありがとうございました。ただいま私、意見が出尽くしたと申しましたけど、出尽くしたんではなくて、とりあえず抑えていらっしやるだけかもしれませんので、いまのような今後のスケジュールの中で、また、それぞれ皆様の意見も反映し、都民の意見も反映して、いい答申ができることを期待いたしたいと思います。

それでは、きょうはこれをもちまして、東京都男女平等参画審議会第2回総会を閉会させていただきます。

いままでのご協力と、きょうのご参加まことにありがとうございました。お礼申し上げます。

午前11時12分閉会